世界のあしたが見えるまち。TSUKUBA

つくば市記者会 御中

発信日：令和６年（2024年）１月５日（金）
発信元：つくば市　保健部　国民健康保険課

□取材依頼　□周知依頼　□募集告知　■その他

国民健康保険税の遡及賦課誤りについて

平成24年度から令和２年度分までの国民健康保険税において、遡及賦課（所得税や住民税の更正申告などに伴う税額更正）誤りのため、過大賦課していたことが判明しました。

なお、本事案は県からの情報提供を踏まえ、遡及賦課の確認を行ったところ発覚しました。

【過大賦課件数及び金額】

対象件数：11件　金額：224,200円

【原因】

地方税法の規定により法定納期限の翌日から起算して３年（還付の場合は５年）を経過した日以降は、賦課決定をすることができないとされています。

特別徴収（年金等からの天引き）の法定納期限が５月10日、普通徴収（納付書や口座振替での納付）の法定納期限が７月末日であるところ、平成27年４月から令和５年７月までの間、特別徴収の賦課期限を普通徴収と同じ７月末として一律に処理したため、国民健康保険税を過大賦課し徴収していました。

【今後の対応】

11件の対象者に対し、還付に向けた手続きを進めます。

【再発防止】

国や県からの国民健康保険税に関する通知等を改めて見直すとともに、国民健康保険システムにおいて遡及賦課の際に注意喚起を表示する等の機能を付加することで再発防止に努めます。